

厚生労働大臣が定める揭示事項

○保険医療機関であることの揭示

- ・健康保険法をはじめとする医療保険各法の規定により厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。

○地域支援・医薬品供給対応体制加算

- ・入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者さんにご説明いたします。

○電子的診療情報連携体制整備加算

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報などを、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さんに無料で交付しています。

○明細書発行体制加算

- ・医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

○一般名処方加算

- ・医薬品の供給状況や長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明しています。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

○生活習慣病管理料

- ・患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することができます。

○特定疾患療養管理料

- ・患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することができます。

○二次性骨折予防継続管理料

- ・患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することができます。

○後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養

- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

※特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当の料金のことを言います。

例えば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、差額 40 円の 2 分の 1 である 20 円を、通常の 1～3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- ▶ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ▶ 端数処理の関係などで特別の料金が 2 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。
- ▶ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ▶ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

○入院時食事療養(Ⅰ)

- ・入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

○一般病棟で入院期間が 180 日を超える場合

- ・一般病棟において入院期間が 180 日を超える患者さんについては入院基本料の 15%が選定療養の対象となり、1 日あたり 2,937 円(税込)を別途ご負担いただきます。

○特別療養環境の提供

- ・3 階 301 号：12,100 円(税込)／1 日につき